

平成 30 年度

水 質 検 査 計 画

【 水質検査計画とは 】

水質検査の適正化を確保するため、水質検査の項目及び検査頻度を定めたものです。

黒松内町では、水質検査の適正化、透明性を確保するために検査項目や検査頻度等を明記した水質検査計画を策定いたしました。

水道法に基づき、水質基準に適合する安全でおいしい水の供給に努めてまいります。



ブナ北限の里

黒 松 内 町

目 次

1. 基本方針	1
2. 水道事業の概要	1～2
3. 水源の状況及び原水浄水の水質状況	2
4. 水質検査項目及び検査頻度	2～3
5. 採水場所	4
6. 臨時の水質検査	4
7. 水質検査の方法	5
8. 水質検査計画及び検査結果の公表	5
9. 関係機関との連携	5

【 参考資料 】

- ◆ 法令に基づく水質検査項目及び基準頻度
- ◆ 過去3年間の黒松内町簡易水道浄水水質検査結果
- ◆ 黒松内町簡易水道原水水質検査結果

1. 基本方針

黒松内町では、供給する水道水が定期水質検査において、水質基準に適合していることを遵守するため、水質検査計画により計画的に水質検査を実施します。

また、臨時に行う水質検査についても実施する要件等を明記します。

水質検査計画には、水道法施行規則第15条第3項に定めるところにより、水道事業者が行う定期水質検査について、採水場所、検査項目、検査回数及びその理由を記載します。

2. 水道事業の概要

地 区 名	市街地区	
計画給水人口	2,451人	
現在給水人口	2,170人（平成28年度実績）	
計画1日最大給水量	870.4m ³	
実績1日平均給水量	796.1m ³ （平成28年度実績）	
水源名称・種別	朱太川水系黒松内川支流賀老川 河川表流水	
浄水方法	緩速ろ過	
使用薬品	原水前処理	粉末活性炭・ポリ塩化アルミニウム・苛性ソーダ
	浄 水	次亜塩素酸ナトリウム

地 区 名	白井川地区	
計画給水人口	187人	
現在給水人口	152人（平成28年度実績）	
計画1日最大給水量	128.6m ³	
実績1日平均給水量	44.9m ³ （平成28年度実績）	
水源名称・種別	白井川1号井 地下水	
浄水方法	滅菌のみ	
使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム	

地 区 名	中ノ川地区
計画給水人口	124人
現在給水人口	96人 (平成28年度実績)
計画1日最大給水量	184.0m ³
実績1日平均給水量	34.7m ³ (平成28年度実績)
水源名称・種別	中ノ川1号井 地下水
浄水方法	滅菌のみ
使用薬品	塩酸・次亜塩素酸ナトリウム

3. 水源の状況及び原水浄水の水質状況

(ア) 水源の状況

市街地区の賀老川上流部は、工場排水や屎尿排水などの汚染物質を排出する施設がないことから、良好な水源であるといえます。

また、白井川地区及び中ノ川地区の水源地域一帯には汚染源となる施設等もなく、安全で安定した水源です。

(イ) 原水

市街地区の水質状況は、概ね良好ですが、降雨時や融雪時期の河川表流水は濁度や色度が上昇するため、水質基準を満たすよう原水の前処理を行っています。

また、白井川地区及び中ノ川地区については、良質な地下水が確保されています。

(ウ) 浄水

浄水処理が適正に行われており、水質基準を満たしていることから、安全で良質な水であると言えます。

4. 水質検査項目及び検査頻度

(1) 浄水の検査頻度

過去の検査結果を踏まえ、多数の項目で基準値の10分の1以下を維持し、3年に1回にまで検査回数を減じることができそうですが、安心で安全な水を供給するため水質基準51項目の検査を行い、水の安全を確認します。

(ア) 基準51項目検査

水質基準項目、基1～基51まですべての項目について年1回の検査を行います。

(イ) 省略不可能項目(9項目)検査

水質基準項目基1、基2、基38、基46～基51まで上記(ア)を含む年12回の検査を行います。

(ウ) 消毒副生成物12項目検査

水質基準項目、基10、基21～基31まで、上記(ア)を含む年4回の検査を行います。

(エ) 臭気物質検査

水質基準項目、基42及び基43の検査を藻類等の発生時期に合わせ上記(ア)を含む年4回の検査を行います。

(オ) 基準値の1/5超過項目検査

白井川地区は、水質基準項目、基7ヒ素及びその化合物、基40蒸発残留物を、中ノ川地区は、水質基準項目、基40蒸発残留物を上記(ア)を含む年4回の検査を行います。

(2) 原水の検査頻度

水質基準39項目の検査を行い、水源の状況を把握します。

(ア) 基準39項目検査

水質基準項目、基21～基31まで、基48を除いた39項目の検査を年1回行います。

(イ) クリプトスポリジウム対策検査

市街地区、白井川地区、中ノ川地区のクリプトスポリジウム汚染の指標菌検査(嫌気性芽胞菌及び大腸菌)を年1回行い汚染のおそれを確認します。

また、市街地区については、クリプトスポリジウム・ジアルジア検査を年1回行い現状の把握に努めます。

5. 採水場所

基本的な採水場所は、給配水設備や施設の利用目的、状況を考慮して選定します。

地 区 名	種別	採 水 場 所	選 定 理 由
市 街 地 区	浄水	黒松内町役場分庁舎 黒松内町黒松内299番地1	水質状況の把握に適しているため。 安全性確保のため。
	原水	朱太川水系黒松内川支流賀老川 黒松内町旭野150番地2	水源状況把握に適しているため。
白井川地区	浄水	白井川青少年会館 黒松内町字白井川8番地268	水質状況の把握に適しているため。 安全性確保のため。
	原水	白井川1号井 黒松内町字白井川8番地141	水源状況把握に適しているため。
中ノ川地区	浄水	中ノ川地区生涯学習館 黒松内町字中ノ川297番地1	水質状況の把握に適しているため。 安全性確保のため。
	原水	中ノ川1号井 黒松内町字中ノ川205番地3	水源状況把握に適しているため。

6. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に行います。

- (ア) 水源が著しく悪化したとき。
- (イ) 水源に異常があったとき。
- (ウ) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- (エ) 浄水過程に異常があったとき。
- (オ) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (カ) その他特に必要があると認められるとき。

7. 水質検査の方法

水質検査は、毎日行う検査を黒松内町建設水道課の担当職員が行います。

水質基準項目やその他必要な項目は、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託して行います。

水質検査の方法は、水質基準に関する省令の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法により行います。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、黒松内町建設水道課窓口及び黒松内町ホームページ内の行政情報提供ページ <http://www.kuromatsunai.com/> にて公開し、水質基準に係わる水質検査結果の公表については、建設水道課窓口で公開いたします。

9. 関係機関との連携

水源等で水質事故が発生した場合は、北海道（倶知安保健所）、委託先の水質検査機関、近隣の水道事業体等と情報交換を行い、迅速な対応を図ります。

法令に基づく水質検査項目及び基準頻度

区 分	番 号	場 所	項 目	基準値	1/5	1/10	原則	検査回数の減	省略の可否
					1 回/年	1 回/ 3 年			過去の検査結果が基準の 2 分の 1 を超えた事がないこと
健康に関する項目	病原微生物	基1	一般細菌	100個/ml以下			月 1 回	省略不可	不 可
		基2	大腸菌	検出されないこと					
	金属類	基3 ●	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0006	0.0003	一定の要件を満たす場合には、年 1 回以上又は 3 年に 1 回以上に検査頻度を減らすことが可能。 ※ 1	省略不可	(ア) 原水並びに水源及びその周辺状況 ケ (ア) 及び水道施設基準の技術的基準を定める省令の使用状況 原水並びに水源及びその周辺状況 (ア) 及び水道施設基準の技術的基準を定める省令の使用状況
		基4 ●	水銀及びその化合物	0.0005	0.0001	0.00005			
		基5 ●	セレン及びその化合物	0.01	0.002	0.001			
		基6	鉛及びその化合物	0.01	0.002	0.001			
		基7 ●	ヒ素及びその化合物	0.01	0.002	0.001			
		基8	六価クロム化合物	0.05	0.01	0.005			
	無機物	基9 ●	亜硝酸態窒素	0.04	0.008	0.004			不 可 原水並びに水源及びその周辺状況
		基11 ●	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	2	1			
		基12 ●	フッ素及びその化合物	0.8	0.16	0.08			
		基13 ●	ホウ素及びその化合物	1	0.2	0.1			
	有機物	基14 ●	四塩化炭素	0.002	0.0004	0.0002		省略不可	原水並びに水源及びその周辺状況 (地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)
		基15 ●	1,4-ジオキサン	0.05	0.01	0.005			
		基16 ●	γ-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.008	0.004			
		基17 ●	ジクロロメタン	0.02	0.004	0.002			
		基18 ●	テトラクロロエチレン	0.01	0.002	0.001			
		基19 ●	トリクロロエチレン	0.01	0.002	0.001			
		基20 ●	ベンゼン	0.01	0.002	0.001			
		基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01					不 可 原水並びに水源及びその周辺状況 不 可
		基21	塩素酸	0.6					
		基22	クロロ酢酸	0.02					
	消毒剤・消毒副生成物	基23	クロロホルム	0.06					
		基24	ジクロロ酢酸	0.03					
		基25	ジブromokクロロメタン	0.1					
		基26	臭素酸	0.01					
		基27	総トリハロメタン	0.1					
		基28	トリクロロ酢酸	0.03					
		基29	ブromojクロロメタン	0.03					
		基30	ブromホルム	0.09					
		基31	ホルムアルデヒド	0.08					
	金属類	基32	亜鉛及びその化合物	1	0.2	0.1	一定の要件を満たす場合には、年 1 回以上又は 3 年に 1 回以上に検査頻度を減らすことが可能。 ※ 1	省略不可	(ア) 及び水道施設基準の技術的基準 (※ 2) を定める省令の使用状況 原水並びに水源及びその周辺状況
		基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.04	0.02			
		基34	鉄及びその化合物	0.3	0.06	0.03			
		基35	銅及びその化合物	1	0.2	0.1			
	無機物	基36	マンガン及びその化合物	0.05	0.01	0.005			
		基37 ●	ナトリウム及びその化合物	200	40	20			
		基39 ●	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)	300	60	30			
		基40 ●	蒸発残留物	500	100	50			
	有機物	基41 ●	陰イオン界面活性剤	0.2	0.04	0.02			
		基44 ●	非イオン界面活性剤	0.02	0.004	0.002			
		基45 ●	フェノール類	0.005	0.001	0.0005			
性状に関する項目	その他	基42	ジェオスミン	0.00001	0.000002	0.000001	おおむね月 1 回以上	藻類等の発生が少ないものとして検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き 1 ヶ月に 1 回以上とする。 連続的に計測及び記録がなされている場合にあっては 3 ヶ月に 1 回以上とすることが出来る	原水並びに水源及びその周辺状況 (湖沼等、水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む) 不 可
		基43	2-メチルレイソボルネオール	0.00001	0.000002	0.000001			
		基38	塩化物イオン	200	40	20			
	その他	基46	有機物 (全有機炭素) TOC	3			おおむね月 1 回以上	連続的に計測及び記録がなされている場合にあっては 3 ヶ月に 1 回以上とすることが出来る	不 可
		基47	pH値	5.8-8.6					
		基48	味	異常でないこと					
		基49	臭気	異常でないこと					
		基50	色度	5					
		基51	濁度	2					

- 採水場所は原則給水栓
- 送水施設及び配水施設内で、濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあっては、給水栓ほか浄水施設又は配水施設のいずれかの場所を採水場所として選定することが出来る。
- ※ 1 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合 (過去 3 年間に於いて水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合は除く。) 過去 3 年間の検査結果が水質基準の 5 分の 1 以下であるときはおおむね 1 年に 1 回以上、過去 3 年間における検査結果が 1 0 分の 1 以下であるときはおおむね 3 年 1 回以上とすることが出来る。
- ※ 2 平成 1 2 年厚生省令第 1 5 号) 第 1 条第 1 4 号の薬品等及び同条第 1 7 号の資材機材の使用状況

1 日 1 回行う水質検査

	1 日 1 回行う検査項目	評 価
1	色	異常でないこと
2	濁り	異常でないこと
3	消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1mg/1以上あること

市街地区

番号	項 目	基準値	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	最高値	基準値の		検査回数 の評価	検査回数	頻度設定理由
							1/5 以下	1/10 以下			
基1	一般細菌	100個以下	0	2	0	2			12回/年	12	検査回数の減不可
基2	大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出			12回/年	12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/1以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		○	1回/3年	1	安全確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/1以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005		○	1回/3年	1	
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基8	六価クロム化合物	0.05mg/1以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		○	1回/3年	1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/1以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004		○	1回/3年	1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			1回/3月	4	検査回数の減不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/1以下	0.13	0.11	0.07	0.13		○	1回/3年	1	安全確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/1以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05		○	1回/3年	1	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/1以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1	
基14	四塩化炭素	0.002mg/1以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		○	1回/3年	1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基16	γ-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基17	ジクロロメタン	0.02mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基20	ベンゼン	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基21	塩素酸	0.6mg/1以下	<0.06	0.10	0.07	0.10			4回/年	4	検査回数の減不可
基22	クロロ酢酸	0.02mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.001			4回/年	4	
基23	クロロホルム	0.06mg/1以下	0.014	0.006	0.018	0.018			4回/年	4	
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/1以下	0.007	0.004	0.016	0.016			4回/年	4	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/1以下	0.002	0.002	0.006	0.006			4回/年	4	
基26	臭素酸	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基27	総トリハロメタン	0.1mg/1以下	0.019	0.012	0.024	0.024			4回/年	4	
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/1以下	0.010	0.004	0.012	0.012			4回/年	4	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/1以下	0.005	0.004	0.004	0.005			4回/年	4	
基30	ブロモホルム	0.09mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/1以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003			4回/年	4	安全及び性状確認のため
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/1以下	<0.002	0.003	<0.002	0.003		○	1回/3年	1	
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/1以下	<0.01	<0.01	0.01	0.01		○	1回/3年	1	
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/1以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1	
基35	銅及びその化合物	1.0mg/1以下	0.001	0.003	0.002	0.003		○	1回/3年	1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/1以下	9.1	8.2	10.4	10.4		○	1回/3年	1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/年	1	
基38	塩化物イオン	200mg/1以下	23.0	13.8	17.5	23.0			12回/年	12	検査回数の減不可
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/1以下	20.6	13.7	22.2	22.2		○	1回/3年	1	安全及び性状確認のため
基40	蒸発残留物	500mg/1以下	67	60	64	67	○		1回/年	1	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/1以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1	
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○	原因菌類発生時期に月に1回以上	4	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○		4	
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/1以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		○	1回/3年	1	
基45	フェノール類	0.005mg/1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	検査回数の減不可
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/1以下	1.0	0.9	1.0	1.0			12回/年	12	
基47	pH値	5.8<8.6	7.6	7.7	7.6	7.7			12回/年	12	
基48	味	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12	
基49	臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12	
基50	色度	5度以下	2	1	2	2			12回/年	12	
基51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1			12回/年	12	

毎日行う検査

	1日1回行う検査項目	評 価
1	色	異常でないこと
2	濁り	異常でないこと
3	消毒の残留効果（残留塩素）	0.1mg/1以上あること

白井川地区

番号	項 目	基準値	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	最高値	基準値の		評価検査 回数	検査回数	頻度設定理由
							1/5 以下	1/10 以下			
基1	一般細菌	100個以下	0	0	0	0			12回/年	12	検査回数の減不可
基2	大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出			12回/年	12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/1以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		○	1回/3年	1	安全確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/1以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005		○	1回/3年	1	
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	基準値の1/5超過のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/1以下	0.003	0.004	0.003	0.004			4回/年	4	
基8	六価クロム化合物	0.05mg/1以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		○	1回/3年	1	安全確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/1以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004		○	1回/3年	1	検査回数の減不可
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/1以下	0.04	0.03	0.03	0.04		○	1回/3年	1	安全確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/1以下	0.11	0.11	0.13	0.13	○		1回/年	1	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/1以下	<0.02	<0.02	0.02	0.02		○	1回/3年	1	
基14	四塩化炭素	0.002mg/1以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		○	1回/3年	1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基17	ジクロロメタン	0.02mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基20	ベンゼン	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基21	塩素酸	0.6mg/1以下	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06			4回/年	4	検査回数の減不可
基22	クロロ酢酸	0.02mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基23	クロロホルム	0.06mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基26	臭素酸	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基27	総トリハロメタン	0.1mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基30	ブロモホルム	0.09mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/1以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003			4回/年	4	安全及び性状確認のため
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/1以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		○	1回/3年	1	
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/1以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1	
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/1以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1	
基35	銅及びその化合物	1.0mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/1以下	12.3	12.5	12.0	12.5		○	1回/3年	1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	検査回数の減不可
基38	塩化物イオン	200mg/1以下	14.1	13.4	13.7	14.1			12回/年	12	
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/1以下	33.2	30.3	28.4	33.2	○		1回/年	1	安全及び性状確認のため
基40	蒸発残留物	500mg/1以下	134	134	167	167			4回/年	4	基準値の1/5超過のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/1以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1	安全及び性状確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○	原因菌類発生時期に月に1回以上	4	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○		4	
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/1以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		○	1回/3年	1	
基45	フェノール類	0.005mg/1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/1以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3			12回/年	12	検査回数の減不可
基47	pH値	5.8<8.6	7.9	8.0	7.9	8.0			12回/年	12	
基48	味	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12	
基49	臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12	
基50	色度	5度以下	<1	<1	<1	<1			12回/年	12	
基51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1			12回/年	12	

毎日行う検査

	1日1回行う検査項目	評 価
1	色	異常でないこと
2	濁り	異常でないこと
3	消毒の残留効果（残留塩素）	0.1mg/1以上あること

中ノ川地区

番号	項 目	基準値	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	最高値	基準値の		評価検査 回数	検査回数	頻度設定理由
							1/5 以下	1/10 以下			
基1	一般細菌	100個以下	0	0	0	0			12回/年	12	検査回数の減不可
基2	大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出			12回/年	12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/1以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.001		○	1回/3年	1	安全確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/1以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005		○	1回/3年	1	
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/1以下	0.002	0.002	0.002	0.002	○		1回/年	1	
基8	六価クロム化合物	0.05mg/1以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		○	1回/3年	1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/1以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004		○	1回/3年	1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	検査回数の減不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/1以下	0.10	0.10	0.11	0.11		○	1回/3年	1	安全確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/1以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05		○	1回/3年	1	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/1以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1	
基14	四塩化炭素	0.002mg/1以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		○	1回/3年	1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基16	ス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基17	ジクロロメタン	0.02mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基20	ベンゼン	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基21	塩素酸	0.6mg/1以下	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06			4回/年	4	検査回数の減不可
基22	クロロ酢酸	0.02mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基23	クロロホルム	0.06mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基26	臭素酸	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基27	総トリハロメタン	0.1mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.001			4回/年	4	
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基30	ブロモホルム	0.09mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.001			4回/年	4	
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/1以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003			4回/年	4	安全及び性状確認のため
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/1以下	0.002	0.002	0.003	0.003		○	1回/3年	1	
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/1以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1	
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/1以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	12	
基35	銅及びその化合物	1.0mg/1以下	0.002	0.002	0.002	0.002		○	1回/3年	1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/1以下	9.5	9.2	9.5	9.5		○	1回/3年	1	検査回数の減不可
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基38	塩化物イオン	200mg/1以下	17.6	18.1	17.7	18.1			12回/年	12	検査回数の減不可
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/1以下	46.1	42.8	43.7	46.1	○		1回/年	1	安全及び性状確認のため
基40	蒸発残留物	500mg/1以下	124	126	125	126			4回/年	4	基準値の1/5超過のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/1以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1	安全及び性状確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○	原因菌類発 生時期に月 に1回以上	4	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○		4	
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/1以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		○	1回/3年	1	
基45	フェノール類	0.005mg/1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/1以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3			12回/年	12	検査回数の減不可
基47	pH値	5.8<8.6	8.1	7.9	8.0	8.1			12回/年	12	
基48	味	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12	
基49	臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12	
基50	色度	5度以下	<1	<1	<1	<1			12回/年	12	
基51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1			12回/年	12	

毎日行う検査

	1日1回行う検査項目	評 価
1	色	異常でないこと
2	濁り	異常でないこと
3	消毒の残留効果（残留塩素）	0.1mg/1以上あること

原水検査結果

番号	項 目	賀老川	中の川 号井 1	白井川 号井 1
基1	一般細菌	1200	0	0
基2	大腸菌	検 出	不検出	不検出
基3	カドミウム及びその化合物	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基4	水銀及びその化合物	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基5	セレン及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001
基6	鉛及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001
基7	ヒ素及びその化合物	<0.001	0.002	0.003
基8	六価クロム化合物	<0.005	<0.005	<0.005
基9	亜硝酸態窒素	<0.004	<0.004	<0.004
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	<0.001	<0.001	<0.001
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.05	0.16	0.03
基12	フッ素及びその化合物	<0.05	<0.05	0.13
基13	ホウ素及びその化合物	<0.02	<0.02	<0.02
基14	四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基15	1,4-ジオキサン	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001
基17	ジクロロメタン	<0.001	<0.001	<0.001
基18	テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基19	トリクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基20	ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001
基32	亜鉛及びその化合物	<0.002	<0.002	<0.002
基33	アルミニウム及びその化合物	0.03	<0.01	<0.01
基34	鉄及びその化合物	0.04	<0.01	<0.01
基35	銅及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001
基36	ナトリウム及びその化合物	10.1	9.7	11.8
基37	マンガン及びその化合物	0.002	<0.001	<0.001
基38	塩化物イオン	8.1	12.9	12.8
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	22.9	48.7	29.1
基40	蒸発残留物	69	140	118
基41	陰イオン界面活性剤	<0.02	<0.02	<0.02
基42	ジェオスミン	0.000001	<0.000001	<0.000001
基43	2-メチルイソボルネオール	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基44	非イオン界面活性剤	<0.002	<0.002	<0.002
基45	フェノール類	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1.2	<0.3	<0.3
基47	pH値	7.8	8.4	7.7
基48	味	-	-	-
基49	臭気	微藻臭	異常なし	異常なし
基50	色度	11	<1	<1
基51	濁度	0.7	<0.1	<0.1
他	アンモニア態窒素	<0.05	<0.05	<0.05
対 策 指 針	クリプトスポリジウム（原水）	0	0	0
	ジアルジア（原水）	0	0	0
	大腸菌数（E.coli）（MPN/100ml）	770	0	0
	嫌気性芽胞菌数（個/100ml）	0	0	0